

若者定住住宅の募集要項

(随時・若者定住住宅・世帯向け) 令和4年8月25日現在

住宅の内容

住宅名	所在地	家賃(月額)	構造
高宮若者定住住宅 田草住宅4号棟	高宮町川根 2037番地1	30,000円 入居月から入居の 翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK
高宮若者定住住宅 行部住宅1号棟	高宮町川根 1630番地	30,000円 入居月から入居の 翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK
高宮若者定住住宅 行部住宅4号棟	高宮町川根 1630番地	30,000円 入居月から入居の 翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK

共益費・駐車場使用料は必要ありません。(駐車場は1台分のスペースがあります。)

入居資格

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 申込者の年齢が概ね40歳までで、一緒に暮らす家族の中に中学生までの子どもがいること。
- (2) 住宅が設置された地域に定住しようとする意志があり、住民基本台帳をこの住宅の場所に移すことができるもの。
- (3) 地域の自主活動、福祉活動及び振興活動に積極的に参加することができるもの。
- (4) 申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 地方税等を滞納していないこと。

貸付期間

20年間

※更新することも可能です。

募集方法

随時募集(申し込み順に資格審査を行います。)

敷金

敷金・・・入居時家賃の3か月分(75,000円)

申込みから入居までの手続き(標準的なもの)

① 入居申込書を安芸高田市に提出します。

【入居申込書の添付書類】

- ・入居予定者の住民票の写し
- ・面接参考資料

② 地域振興会の代表者等で組織する審査委員会の面接を受ける。

地域の自主活動、福祉活動及び振興活動に積極的に参加できる方の入居を優先させていただくため、審査委員会の面接で聴き取りさせていただきます。入居決定者は、審査委員会の意見を参考に安芸高田市が決定することになります。

③ 資格審査と入居者選考を行い、入居決定者に対し、入居決定通知書を送付します。

(面接から3週間程度の時間を要します。)

④ やむを得ない事情の場合を除き、決定通知のあった日から10日以内に請書の提出と敷金の納付をしていただきます。

【請書の添付書類】

- ・入居予定者の印鑑登録証明書

⑤ 請書の提出と敷金の納付をされた後、入居可能日通知書を送付します。

⑥ 入居予定者と安芸高田市職員とで住宅内の状況を確認します。

⑦ 入居予定者に住宅の鍵を渡します。

⑧ 安芸高田市長に特別の承認を受けた場合を除き、入居可能日通知のあった日から20日以内に入居を完了していただきます。

申込みとお問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話 0826-47-1201 FAX 0826-47-1206